

<サービス給付の種類>

介護給付	居宅介護	自宅において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者その他の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅における入浴、排せつ、食事の介護等や、外出時における移動中の支援などを総合的に行います
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等について、外出時において、障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援を行います。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や、外出時における移動中の介護等の支援を行います
	重度障がい者等包括支援	常時介護が必要な障がい者等であって、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数の障がい福祉サービスを包括的に提供します。
	短期入所	自宅で障がい者の介護を行う人が病気になり一時的に介護できない場合等に、その障がい者を障がい者支援施設等へ短期間入所させるもので、宿泊させて、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療を必要とする障がい者で、常時介護を必要とする人に、主として昼間において、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、医学的管理の下における介護および日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、昼間、障がい者支援施設において入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	施設入所支援	一定の支援が必要な障がい者で障がい者支援施設に入所する人に、主として夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練	地域生活を営む上で身体機能、生活能力の維持向上等を図るため、一定の支援が必要な障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、必要な訓練を行います。
	(機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練)	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動を通じて、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います
	(A型・B型)	
共同生活援助	障がい者に対して、夜間や休日に共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	
地域相談支援給付	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談、緊急訪問等の相談支援を行います。